

倉吉市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第12号

倉吉市庁舎管理規則の一部を改正する規則

倉吉市庁舎管理規則（平成 6 年倉吉市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この規則において「庁舎」とは、<u>次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるもののその他の市の事務又は事業の用に供する建物（設備を含む。）、その敷地及びこれらに属する工作物（直接公共の用に供するものを除く。）で市長の管理に属するものをいう。</u> （1）<u>倉吉市本庁舎 倉吉市役所の位置を定める条例（昭和28年倉吉市条例第12号）本則の規定により位置する市の庁舎をいう。</u> （2）<u>倉吉市関金支所 倉吉市関金支所設置条例（平成17年倉吉市条例第 1 号）第 2 条の規定により位置する市の庁舎をいう。</u> （3）<u>倉吉市第 2 庁舎 倉吉市堺町二丁目253番地 1 に位置する市の庁舎をいう。</u> （4）<u>倉吉市北庁舎 倉吉市東町453番地 1 に位置する市の庁舎をいう。</u> （管理の分掌） 第 3 条 <u>庁舎の管理は、次の各号に掲げる庁舎の区分に応じ当該各号に定める課（課に相当するものを含む。）の長が掌理する。</u> （1）<u>倉吉市本庁舎 総務課</u> （2）<u>倉吉市関金支所 関金支所</u> （3）<u>倉吉市第 2 庁舎 市民課</u> （4）<u>倉吉市北庁舎 総務課</u> （集団立入りの場合の事前承認） 第 4 条 <u>多数の者が陳情、参観その他の一の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合は、あらかじめその旨を申し出て、承認を受けなければならない。</u> （行為の制限） 第 5 条 庁舎において許可なく次に掲げる行為をしてはならない。 （1）市の機関以外のものによる集会又はこれに類する行為	（定義） 第 2 条 この規則において「庁舎」とは、<u>倉吉市庁舎及びその敷地その他一切の設備をいう。</u> （行為の制限） 第 3 条 庁舎において許可なく次に掲げる行為をしてはならない。 （1）市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。

- (2) 販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為
- (3) ビラ、ポスター、看板、けんすい幕その他これらに類する物の配布、掲示等
- (4) 会議室、倉庫、書庫、機械室、宿直室、電話交換室その他の市長が指定する場所に立ち入ること。
- (5) 撮影、録音、録画その他これらに類する行為（次条において「撮影等」という。）で、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する以外の目的で行うもの

(行為の禁止)

第6条 庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為
- (2) 事務又は通行の妨げとなる行為
- (3) 庁舎を汚損し、損傷し、若しくは滅失させるおそれがあり、又は不衛生となる行為
- (4) 凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。
- (5) 特定の個人を識別できる態様での撮影等（当該特定の個人が認める場合を除く。）
- (6) 略
- (7) 職員にカスタマー・ハラスメント（職員以外の者から職員に対してなされる職務に関する言動のうち、当該言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当のものであって、当該手段・態様により、それを受けた職員その他の者が害されるもののことをいう。）にわたる行為を行うこと。
- (8) 電話、電子メールその他の通信手段を用いて事務を妨げること。
- (9) 金銭、物品等の寄附の強要又は押売り
- (10) 庁舎での用務以外の目的で諸車を駐車すること（市長が認める場合を除く。）。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公務の執行又は秩序の保持に支障をおよぼす行為

(退去命令等)

第7条 略

(出入口の管理)

第8条 庁舎の出入口は、毎日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで及び倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日の間（次条において「閉庁

- (2) 物品の販売、その他これに類する行為をすること。
- (3) 印刷物、ポスター、看板、けんすい幕又はこれらに類する物の配布、掲示等をする。

(行為の禁止)

第4条 庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 事務又は通行の妨害になる行為をすること。
- (3) 庁舎及び物件を損傷し、庁舎の美観を損し又は不潔な行為をすること。
- (4) 正当な理由なく凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。

(5) 略

- (6) 金銭、物品等の寄附の強要又は押し売り行為をすること。
- (7) 市役所用務以外の諸車を駐車すること。
- (8) 公務の執行又は秩序の保持に支障をおよぼす行為をすること。

(退去命令等)

第5条 略

時間」という。)は、これを閉じる。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(閉庁時間中の立入り)

第9条 閉庁時間中に庁舎に立ち入ろうとする者は、宿日直員その他の市長が指定する者に申し出て、その承認を受けなければならない。

(補則)

第10条 略

(その他)

第6条 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。